

# 償却資産税申告について（新型コロナ関連）

## 1 償却資産税申告

令和3年2月1日(月)期限の償却資産申告について軽減措置が講じられます。

### 固定資産税

- 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置
  - 厳しい経営環境にある(※)中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。
  - (※) 令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

- 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充
  - 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。

※ これらの措置に伴う減収については、新たに創設する「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金(仮称)」により全額を補填。

(参考)

総務省：新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について

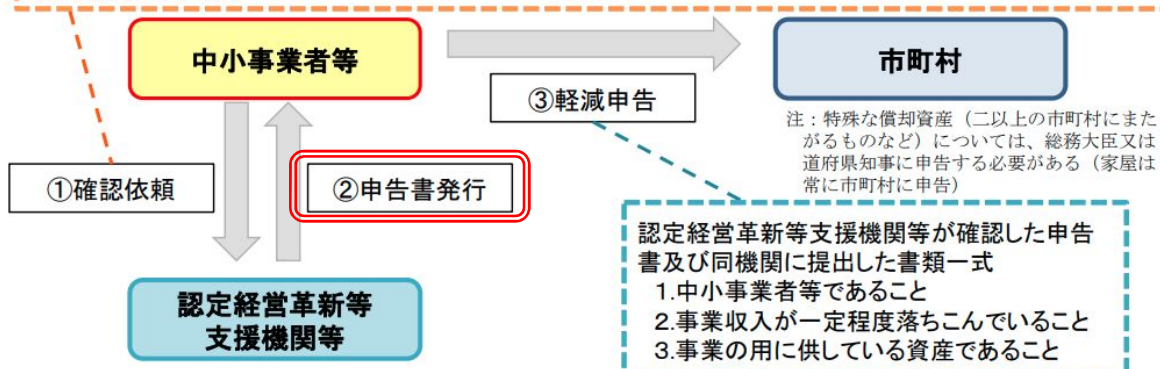
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000686227.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000686227.pdf)

中小企業庁：

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

### <参考> 申告の流れ(例)

- 中小事業者等であることの確認(法人の場合)
  - 一 資本金を申告書の誓約事項で確認
  - 一 大企業の子会社でない旨を申告書の誓約事項で確認
  - 一 性風俗関連特殊営業を行っていない旨を申告書の誓約事項で確認
- 事業収入の減少の確認  
2020年2月～10月までの連続する3月の期間の事業収入の合計が前年同期間と比べ30%or50%以上減少していることを会計帳簿等で確認。
- 特例対象家屋の居住用・事業用割合の確認  
特例の対象資産について事業専用の部分を所得税青色申告決算書、収支内訳書、法人税の申告における別表十六等を用いて確認。



2021年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置（中小企業庁）

[https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200924zeisei\\_scheme.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200924zeisei_scheme.pdf)

## 新型コロナウイルス感染症の影響に係る 令和3年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置等について（ユーザーラウンジより）

[https://kaikei-hiroba.com/papuser/newinfo/new\\_info/infomation/011316.php](https://kaikei-hiroba.com/papuser/newinfo/new_info/infomation/011316.php)

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者、小規模事業者に対して 固定資産税・都市計画税が減免される地方税法の改正がありました。

詳細は中小企業庁のサイトをご参照ください。

中小企業庁では専用の相談窓口も開設しています。TEL: 0 5 7 0 - 0 7 7 - 3 2 2

ここでは、減免の申請手続きや e-PAP 減価償却システムの対応についてお知らせいたします。

### ■手続きについて

各市町村のホームページ等から申告様式を入手し、

『申告書作成・申告書確認依頼』 ⇒ 『申告書確認』 ⇒ 申告 という流れになります。  
具体的な手続き方法については中小企業庁が提供している専用マニュアルをご参照ください。

固定資産税減免の確認作業マニュアル

※減免の手続きは、新型コロナウイルス感染拡大防止・窓口混雑緩和の観点等から、窓口受付や郵送のほか、eLTAX（Web版）を経由して電子的に手続きをおこなうことができます。  
PCdesk（Web版）の操作方法についてはeLTAXヘルプデスクにお問い合わせください。

### ■e-PAP 減価償却システムの対応方法について

次ページをご参照ください。

## 申告にあたって

令和2年12月23(水)現在の情報で記載していますので、申告にあたっては提出先の最新情報（サイト・手引き等）を基にご対応をお願いいたします。

《参考》

東京都主税局 令和3年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き P. 15

<増加事由>  
 資産を取得した事由について、該当する番号を○で囲んでください。  
 番号 増加事由  
 1 新品取得  
 2 中古品取得  
 3 移動による受け入れ  
 4 その他  
  
 <概要>  
 当該資産にかかる特記事項としてアークのような事項を記入してください。  
 ア 資産の申告もれがあった場合は、その旨の表示。  
 イ 課税標準の特例の適用がある資産については、その旨の表示と適用条項。  
 ※ 地方税法附則第61(63)条については記入を省略して差し支えありません。  
 (例: 特349の3①)

イ 課税標準の特例の適用がある資産については、その旨の表示と適用条項。  
 ※ 地方税法附則第61(63)条については記入を省略して差し支えありません。  
 (例: 特349の3①)

### 山形市HPより

#### 「eLTAX」をご利用の方へ

eLTAXを利用した電子手続きによる本特例申告の受付が可能です。手続等の詳細につきましては[こちら（外部リンク）](#)をご確認ください。

なお、eLTAXを利用して償却資産申告をされる場合は、償却資産申告書の備考欄等に別途、軽減申告をしている旨を記載してください。

また、一部の書類のみ郵送等により申告される場合もその旨をご記載くださいますようお願いいたします。

### 広島市 令和3年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き P. 8

#### 新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対する特例について

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、事業収入が減少した中小事業者等が所有する**事業用家屋及び償却資産**について、**令和3年度分に限り**、固定資産税及び都市計画税の課税標準額を、事業収入の減少割合に応じて、**ゼロまたは2分の1**とする特例の適用があります。

**広島市ホームページ** ■ ページ番号でさがす 177991 Q

※ 電算処理により全資産申告を行われる方で特例の適用がある場合は、償却資産申告書「課税標準額(ト)」の欄には、個々の資産の価額に特例率を乗じた額(12ページ参照)の合計を記載してください。

## 2 e-PAP 減価償却の対応

### ① 全ての資産に課税標準ゼロを適用する場合

『4.2. 償却資産申告書出力』（法人）（『3.2. 償却資産申告書出力』（個人）の【F6：出力様式】「償却資産出力様式」で課税標準額出力関連区分を“しない”に変更します。

電子申告もこの画面の設定に従って出力されます。

#### 参考）東京都主税局の場合

電算方式以外の場合も「評価額」「決定価額」「課税標準額」すべて空欄で受領しますと回答あり

[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new\\_virus\\_kotei\\_small.html](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_kotei_small.html)

提出先にご確認のうえ、ご対応をお願いします。

### ② 資産を選択して設定をおこなう場合（課税標準ゼロ又は1/2）

令和3年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)				所有者名	
行番	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	償却額	課税標準額
01	C0001	コロナ 償却資産説明用	1	5/25	2,000,000	1,794,000	0
02							



### 注意

① ②どちらの場合も、設定は処理年度更新後も残ります。翌年輕減措置が解除された場合は処理年度更新後に設定を元に戻して申告をおこなってください。

『4 2. 償却資産申告書出力』・『4 3. 償却資産種類別明細書出力』

令和3年度 償却資産申告書 (償却資産課税対象)

東京都千代田区都税事務所 殿

住所: 1010041 東京都千代田区神田潮田町1-26-3

名称: サンプル法人 説明会

代表者: 代表取締役 佐藤次郎

償却資産の種類

種類	償却資産に増加したものの価額	償却資産に減少したものの価額	償却資産の期末残存価額
1 事業用			
2 機械及び装置	1,000,000		1,000,000
3 加算			
4 減価償却			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品	4,800,000		4,800,000
7 合計	5,800,000		5,800,000

事業所用家屋の所有区分:  自己所有  借家  両方

備考: 新型コロナウイルスに係る課税標準特例の申告書、複数団体専用様式は別途郵送しています。

償却資産申告書に採用した特例を記載する必要がある場合は、『4 1. 償却資産申告書情報登録』(法人) (『3 1. 償却資産申告書情報登録』(個人))の備考欄に入力します。

新型コロナウイルスに係る課税標準特例の申告書、複数団体専用様式は別途郵送しています。

令和3年度 種類別明細書(増加資産)

行番	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	償却率	償却額	期末残存価額	課税標準額	減価
01	C0001	コロナ 償却資産説明用	1	5.02.05	2,000,000	10.897	179,400	1,794,000	1,794,000	0
02	I0001	印刷機	1	5.02.10	2,000,000	10.897	179,400	1,794,000	1,794,000	0
03	I0002	製造装置	1	4.28.04	1,000,000	10.794	356,512	643,488	643,488	0
04	H0001	コンピュータ	1	5.01.12	130,000	40.562	79,059	53,941	53,941	0
05	H0002	応接セット	1	5.02.10	230,000	11.000	23,000	207,000	207,000	0
06	H0004	金庫	1	4.18.04	2,000,000	20.891	375,620	1,624,380	1,624,380	0
07	H0005	インターホン	1	5.01.10	100,000	40.562	43,822	56,178	56,178	0
08					0		0	0	0	0
09					0		0	0	0	0
10					0		0	0	0	0

e-PAP 対応についての最新情報は、「新型コロナウイルス感染症の影響に係る令和3年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置等について」で今後のご案内させていただきます。

TOP ▶ e-PAPユーザーラウンジ ▶ バックナンバー ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響に係る令和3年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置等について

新型コロナウイルス感染症の影響に係る令和3年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置等について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者、小規模事業者に対して固定資産税・都市計画税が減免される地方税法の改正がありました。

詳細は中小企業庁のサイトを参照ください。

中小企業庁では専用の相談窓口も開設しています。TEL: 0570-077-322

ここでは、減免の申請手続きやe-PAP減価償却システムの対応についてお知らせいたします。

■手続きについて

各市町村のホームページ等から申告様式を入手し、

『申告書作成・申告書確認依頼』⇒『申告書確認』⇒申告 という流れになります。

具体的な手続き方法については中小企業庁が提供している専用マニュアルを参照ください。

[固定資産税減免の確認作業マニュアル](#)

※減免の手続きは、新型コロナウイルス感染拡大防止・窓口混雑緩和の観点等から、窓口受付や郵送のほか、eLTAX (W e b版) を経由して電子的に手続きをおこなうことができます。eLTAX (W e b版) の操作方法についてはeLTAXヘルプデスクにお問い合わせください。